

「第八期山口県栽培漁業基本計画（素案）」に対する意見とそれに対する県の考え方

(1) 意見の募集期間

令和4年12月19日（月）から令和5年1月18日（水）まで

(2) 意見の件数

1人 21件

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計16案件（12/28時点）、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。）</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。（「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示願います。）</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
2	<p>当件についてこの時期（年末年始を含む時期）に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	
3	<p>前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント（県民意見募集）を適切に実施する為の恒久的対策の実施（意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等）を御願い致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
4	<p>「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」に関しての前述（期間の年末年始回避、案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応（県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
5	<p>同様に、「募集期間に年末年始含む場合」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
6	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
7	<p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）</p>	

	がなされたかどうか明示願います。	
8	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。	
9	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。	
10	前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集16案件集中では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。	
11	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。(「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
12	前述回答を「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」というのであれば、県条例に不備ありますので、条例の改正を管轄部署又は県知事に申請願います。	
13	前述対応しないというならばその理由を明示願います。	
14	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願い致します)。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月24日の山口新聞、中国新聞「山口県からのお知らせ」)などにより広報に努めました。 掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。 県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的な広報を行うか、今後とも検討してまいります。
15	今回の意見募集期間重複16件では、県民へのweb以外の広報が新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)への掲載案件と未掲載案件(別途小広告記載)に分かれたと認識しております。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願います。	
16	各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。	
17	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載	

	した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。）	
18	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。（「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願います。）	
19	パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。	
20	16 案件全ての資料未確認ですが、各件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。（案作成時に実施済とは思いますが一応。）	本計画の作成過程において、関係市町、漁業団体、漁業者（漁業士）等、多様な関係者の皆様からの意見をお聞きし、その意見を踏まえて計画（案）を作成したものです。
21	16 案件全ての資料は未確認ですが、意見募集実施資料については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時系列把握しやすいように西暦又は西暦元号併記での表記統一</li> <li>・経緯説明の際は年表資料提示</li> <li>・資料中表・図への附番</li> <li>・目標値設定の場合は、過去実績値・現在値・目標値の一括での明示</li> <li>・過去計画がある場合は、どこが変わったのかの明示</li> <li>・過去計画、当計画（案）で目標値を設定している場合は、目標値案件継続の場合は、過去計画の（計画時点）実績値・過去計画目標値・現状値・目標値、目標値案件終了の場合はその理由、目標値案新規設定の場合はその理由の明示</li> <li>・語句説明設定（各頁下方あるいは巻末・別資料。後者の場合は、本文中語句に語句説明ある旨すぐわかる対応実施の上）</li> </ul> を宜しく御願ひ致します。	いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントをする際の参考とさせていただきます。